



島根県報

平成30年 5月29日 (火)

第 3,009 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

【告 示】

救急病院の認定 (医 療 政 策 課) 5

補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助 (観 光 振 興 課) 6

金(緊急対策分)の交付の対象等を定める告示

国土調査の指定 (用 地 対 策 課) 6

地籍調査の成果の認証 (") 7

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第64号）

1 規則の概要

- (1) 木材産業等高度化推進資金の種類、資金内容、貸付条件等を改めることとした。（第2条・第3条・別表関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第64号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

- (1) 事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）並びに単独の事業体にあつては、大規模事業体（その事業の規模が大きい事業者で知事が別に定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）及び中規模事業体（大規模事業体以外の事業者で知事が別に定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）への貸付けに係るものを除く。）に限る。）及び林業経営改善資金（林業経営高度化推進資金(1)及び林業経営高度化推進資金(2)に限る。） 4倍
- (2) 事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（単独の事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）、構造改善合理化資金（原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)（いずれも木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項の規定による木材安定供給確保事業に関する計画として知事の認定を受けた者への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び林業経営改善資金（伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものを除く。）に限る。） 3倍
- (3) 事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。）及び新規需要創出資金）、構造改善合理化資金（木材高度加工資金(1)、木材高度加工資金(2)、原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)（原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)にあつては、木安法第4条第1項の規定による木材安定供給確保事業に関する計画として農林水産大臣の認定を受けた者への貸付けに係るものに限る。））及び林業経営改善資金（伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものに限る。）に限る。） 2倍

第3条第1項第3号中「林業経営高度化推進資金」を「林業経営改善資金」に改める。

第8条第1項中「毎月の」を「毎四半期末における」に、「翌月10日まで」を「当該四半期の終了後10日以内」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

木材産業等高度化推進資金の種類		資金内容	貸付条件
1 事業 経営改	1 素材生産等促進資金 森林組合、中小企業等協同	1 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入	1 利率 年1.6パーセント（融資機関

<p>善合理化資金</p>	<p>組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同の事業体若しくは単独の事業体（数人共同の事業体に単独の事業体を加えた事業体を含む。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期運転資金</p>	<p>代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 2 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 3 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 4 1から3までのいずれかの資金を借り受けようとする者が素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	<p>が第2条第1項の規定により供給を受けた資金（以下「供給資金」という。）の額の3倍に相当する額で貸し付けられる資金にあつては年1.5パーセント、供給資金の額の2倍に相当する額で貸し付けられる資金（以下「2倍協調資金」という。）にあつては年1.3パーセント) 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあつては、400,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあつては、500,000,000円））</p>
	<p>2 新規需要創出資金 木材の製造に係る事業体であつて知事が別に定める木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期運転資金</p>	<p>1 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 2 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 3 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	<p>1 利率 年1.3パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円</p>
<p>2 構造改善合理化資金</p>	<p>1 木材高度加工資金(1) 知事が別に定めるものが木材加工を行うために必要な短期運転資金</p>	<p>作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要な資金、原料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸</p>	<p>1 利率 年1.3パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額</p>

	送費（J A S 無垢材に係るものに限る。）	100,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあっては、200,000,000円）
2 木材高度加工資金(2) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき木材高度加工資金(1)を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な短期運転資金	1 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 2 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金	1 利率 年1.3パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあっては、200,000,000円）
3 原木確保協定促進資金(1) 木材の製造に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木若しくは素材の計画的な引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期運転資金	立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、立木若しくは素材の引取りに必要な輸送費又は素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するために必要な資金（販売・管理費を除く。）	1 利率 年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が400,000,000円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額）
4 原木確保協定促進資金(2) 木材の卸売又は木材市場に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取りを行うのに必要な短期運転資金	立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び立木又は素材の引取りに必要な輸送費	1 利率 年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が400,000,000円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額）

			い範囲で承認した場合は、その承認額)
3 林業 経営改 善資金	1 林業経営高度化推進資金(1) 林業を営む者が行う造林に必要な短期運転資金	作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費	1 利率 年1.6パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 50,000,000円(別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、150,000,000円)
	2 林業経営高度化推進資金(2) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者又は知事が認定した中核組合が、素材生産を請け負わせるのに必要な短期運転資金	素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	1 利率 年1.6パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 50,000,000円(別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、150,000,000円)
	3 伐採・造林一貫作業推進資金 森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期運転資金	1 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。) 2 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費	1 利率 年1.5パーセント(2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント) 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円(別に定める基準に適合する場合にあっては、200,000,000円)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第390号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
-----	-------	------

出雲徳洲会病院

出雲市斐川町直江3964-1

平成30年 6月 1日から

平成33年 5月31日まで

島根県告示第391号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金（緊急対策分）の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成30年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金（緊急対策分）

2 交付の目的

島根県西部を震源とした地震の発生による風評被害対策として、旅行業者が島根県への観光を目的とした滞在型観光バス旅行を実施する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の周遊を拡大することを目的とする。

3 交付の対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体向けの受注型企画旅行及び募集型企画旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 平成30年 5月15日以降に新たに企画・募集された島根県以外を発地とする貸切バスによるバス旅行であり、平成30年 9月末日までに催行し、帰着するものであること。
- (2) 島根県内のホテル、旅館等の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 島根県内の観光施設等（立ち寄り証明書の発行が受けられるものに限り、宿泊施設を除く。）を旅程に4か所以上含めること。
- (4) 貸切バス1台につき、団体の構成人数（乗務員及び添乗員を除く。）が20名以上であること。ただし、石見又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、15名以上とする。
- (5) 次の旅行に該当しないこと。
 - ア 学校行事として実施する旅行
 - イ 会議又は研修を目的とした旅行
 - ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行
- (6) 島根県及び公益社団法人島根県観光連盟のバス助成を受けていないこと。

5 交付金額

- (1) 石見又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある補助事業（以下「石見・隠岐地域補助事業」という。）にあってはバス1台あたり60,000円に、石見又は隠岐地域以外の島根県内での宿泊が1泊以上あるもの（以下「石見・隠岐地域外補助事業」という。）にあってはバス1台あたり30,000円に、それぞれ島根県内での宿泊数を乗じて得た額とする。ただし、石見・隠岐地域外補助事業については、1事業者当たりの上限は、総額300,000円とする。
- (2) 石見・隠岐地域補助事業であって、大田市内に宿泊する場合において、別に定める体験プログラムを実施するときは、その実費について補助金を加算することができる。ただし、1プログラム当たりの上限は、20,000円とする。

島根県告示第392号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条

第5項の規定により告示する。

平成30年5月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成30年5月21日	出雲市	西山中②地区	告示の日から平成32年3月31日まで

島根県告示第393号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年5月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成28年度～29年度	5枚	1冊	大野⑨	平成30年5月22日
松江市	平成28年度～29年度	8枚	1冊	邑生②	平成30年5月22日
松江市	平成27年度～29年度	7枚	1冊	大井②	平成30年5月22日
浜田市	平成27年度～29年度	38枚	1冊	横山町1	平成30年5月22日
出雲市	平成28年度～29年度	5枚	1冊	大呂⑮	平成30年5月22日
出雲市	平成29年度	13枚	1冊	西山中①	平成30年5月22日
江津市	平成28年度～29年度	19枚	1冊	上河戸2区	平成30年5月22日
江津市	平成28年度～29年度	35枚	1冊	下河戸1区	平成30年5月22日
津和野町	平成27年度～29年度	31枚	1冊	笹山③	平成30年5月22日
津和野町	平成27年度～29年度	30枚	1冊	内美③	平成30年5月22日
津和野町	平成27年度～29年度	28枚	1冊	相撲ヶ原IV	平成30年5月22日
津和野町	平成27年度～29年度	19枚	1冊	富田口III	平成30年5月22日

島根県告示第394号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 (1) 区域の名称 古浦
(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
大田市五十猛町字古浦1925番2	1号から3号まで
〃 1925番6	4号
〃 1925番7	5号

〃	1925番 8	6号
〃	1925番10	7号
〃	2721番	8号及び9号
〃	2721番 2	10号から12号まで
〃	2721番 5	13号及び14号
〃	2721番 6	15号

2(1) 区域の名称 稲用 1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から 9号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と 9号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市長久町稲用字森ノ前852番	1号
大田市長久町稲用字城山1162番 1	2号及び9号
〃 1163番 6	3号及び7号
〃 1164番 5	4号
大田市長久町稲用字森ノ前854番	5号
大田市長久町稲用字城山1163番 7	6号
〃 1163番 6 地先道	8号

3(1) 区域の名称 諏訪 1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大田町大田字宮崎口1384番	1号から3号まで及び17号
〃 口954番	4号から16号まで

4(1) 区域の名称 駒足西側

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から 9号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と 9号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大森町字願竜寺空イ1344番 3	1号、2号、4号及び5号
大田市大森町字寺ノ空イ166番 1	3号
大田市大森町字願滝寺イ165番	6号から9号まで

5(1) 区域の名称 栄町

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱 1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大田町大田字オノ峠口838番乙	1号及び13号
〃 口845番 6	2号及び3号
〃 口845番 3	4号から6号まで
〃 口845番 8	7号

〃	口838番 1	8号から10号まで
〃	口836番 1	11号
〃	口836番 2	12号

6(1) 区域の名称 未広

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大田町大田字城平口550番	1号及び10号
〃 口551番 2	2号から5号まで、8号及び9号
〃 口548番 1	6号
〃 口548番	7号

7(1) 区域の名称 日の出

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大田町大田字木田口245番 2	1号及び8号
〃 口457番 3	2号及び3号
〃 口457番 2	4号
〃 口1531番 1	5号
〃 口457番 1	6号
〃 口457番 4	7号